

年金受給権者現況届(兼個人番号申出書)

※基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。

受給権者の欄	個人番号(または基礎年金番号)および年金コード																	生 年 月 日
																		年 月 日
	住 民 票 上 の 住 所	〒																
		電話番号 () - () - ()																
	フリガナ																	
氏 名																		

私は引き続き年金を受ける権利を有しており、この届書に記載した内容は事実と相違ないことを申し立てます。(裏面※参照)

代 署 理 名 人 欄	氏 名		受と 給の 権 関 者 係		ご だ 本 け 人 ざ が ざ 自 ざ 署 ざ 理 ざ 由		住 所	〒
								電話番号 () - () - ()

◎「受給権者の欄」に住所、電話番号、氏名（自署）を必ずご記入ください。

◎ご本人が病気やケガなどにより記入（自署）できず、代理の方がこの届書を記入される場合は、代理人署名欄をご記入ください。

◎『個人番号(または基礎年金番号)および年金コード』欄に個人番号をご記入・申出いただくことにより、来年以降の現況届の提出が原則不要となります。

◎**個人番号を記入した場合は、次の（１）または（２）を添付してください。**

（１）マイナンバーカード

（２）以下の２種類の書類（アとイ１種類ずつ）

⑦個人番号が確認できる書類：個人番号が記載された住民票または通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）

⑧身元確認ができる書類：運転免許証、旅券、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード等
※身元確認ができる書類については、上記⑧以外にも添付可能な書類があります。

ご不明な点等は年金事務所にお問い合わせください。

郵送で提出される場合は上記書類のコピーを添付してください。

◎**基礎年金番号を記入した場合は、住民票を添付してください。**

※年金を受ける権利を失う主な例

- ・老齢・障害・遺族年金は、受給権者が死亡した場合に失権します。
- ・また、遺族年金は、受給権者が再婚または養子縁組（直系血族または直系姻族の養子となったときを除く）した場合に失権します。